弁護士任官推進委員会 連載

経験者に聞く弁護士任官

~弁護士任官制度20周年を迎えて~

第2回

任官9年目を迎えての雑感

東京地方裁判所 判事 大塚 博喜 (57期)

1 経歴等

私は、2004年10月に東弁に登録し、東弁の公設事務所である北千住パブリック法律事務所で弁護士としての活動を開始しました。その後、2007年2月に、静岡県弁護士会に登録換えをして、法テラス静岡法律事務所でスタッフ弁護士として勤務し、2010年3月に、再び北千住パブリック法律事務所に戻った後、2015年4月に裁判官に任官しました。

任官後は、東京高等裁判所民事部に配属となりましたが、2018年4月に盛岡地方・家庭裁判所へと 異動となった後(同年8月からは同宮古支部兼務)、 2021年4月から東京地方裁判所民事部(調停・借地 非訟・建築部)において勤務しております。

以上のとおり、私は、弁護士として約10年間活動 した後に任官したのですが、既に任官9年目となって おり、時の流れの速さを感じているところです。

2 任官のきっかけ

私は、修習生の頃から、裁判官の仕事に興味はあったのですが、刑事弁護に携わりたいとの思いが強かったこと、仮に裁判官になるとしても、社会人経験のない自分がそのままの状態で任官するよりも、市民に近いところで弁護士として活動した後に任官する方が、社会的にも意義があるのではないかなどと考え、刑事対応型の公設事務所で勤務することとしました。そして、弁護士登録後10年目という節目において、改めて判断者である裁判官の仕事に携わってみたいとの思いもあり、任官に応募することを決断したのです。任官までの道のりは、訴訟の相手方も含め関係者に幅広く情報提供の求めがされた

り、複数回の面接を経る必要があったりなどと険しいものでしたし、その期間中に、元依頼者から懲戒 請求がされるなど、紆余曲折がありましたが、多くの 方々のご協力とご支援を得ながら、何とか任官する ことができました。

3 裁判官としての執務状況

(1) 上記のとおり、私の裁判官人生は、東京高裁民 事部で始まりました。弁護士時代において、東京 高裁という部署はあまりいい思い出のないところで したし、事前の研修などもほとんどなく、いきなり 現場に放り込まれる形となったため、当初は、ど うなることか不安でしたが、裁判長や陪席裁判官 のご配慮のおかげで、何とか職務を全うすることが できたと思います。高裁の勤務で感じたのは、合 議の楽しさでした。高裁では、それまで経験した ことのない類型も含め多種多様な事件を担当する ことになりましたが、記録を検討し、文献等に当た った上で、当該事件についてどのような判断をする のが適正・妥当かといった点について、経験豊富な 合議体の他の裁判官と真剣に議論することは、知 的な刺激に満ちており、とても楽しい時間でした。 他方で、高裁においては、判決を書く機会が多く、 修習生以来となる判決起案に、四苦八苦したこと は事実です。ほとんど原型を残していない起案が 裁判長から戻ってきたときには、くじけそうな気持 ちになったこともありますが、法曹としてのキャリア が40年近いベテランの法律家に徹底的に添削して もらえるという得難い機会を与えられたものとして、 大変感謝しています。

- (2) 盛岡においては、初めての単独事件を経験することになりましたが、一審の審理・判断が既になされている控訴審とは異なり、判決に向けて、一から事件を整理していくことの難しさを感じました。また、宮古支部においては、民事事件だけでなく、刑事・家事・少年といった事件も幅広く担当することになりました。弁護士時代には刑事事件を担当することが多かったため、久々に刑事事件に触れることができたのはうれしいことでしたが、立場が異なることによる難しさや自ら被告人に判決を言い渡すという責任の重さも感じることになりました。
- (3) 現在は、東京地裁の調停・借地非訟・建築部に 所属しており、弁護士時代にはほとんど担当する ことがなかった建築事件を多く担当していますが、 建築の専門家である専門委員・調停委員のお力を お借りしながら、何とか事件処理に当たっている ところです。また、借地非訟事件という、正直これ までその存在すら認識していなかった事件も複数 担当することになり、改めて、いろいろな類型の 事件があるのだなとしみじみと感じているところ です。さらに、2023年4月からは、民法改正に より導入された共有に関する非訟事件や土地等の 管理に関する非訟事件といった新しい類型の事件 も担当することとなり、法律の解説書等を片手に、 申立書等のひな型を作成したり、事件の処理方針 について検討したりなどと、新制度への対応に悩む 日々を送っています。

4 任官という選択について

弁護士として仕事をする際には、自分の意思で事件を受任することが多いと思います。これに対し、裁判官は、自分で担当する事件を選べず、その事件が

現在の自分の力量で対応することが難しいと感じられるとしても、原則として、その役割を放棄することはできません。この点は、つらいところでもありますが、反面、法律家として鍛えられることにもなりますし、そういった経験を通じて、強制的に興味関心の幅が広げられることにもなります。そして、実際に担当することとなった事件については、依頼者の意向等を気にすることなく、「正しい」結論をひたすらに追求することができます。このような点に面白みを感じるとすれば、裁判官の仕事はとてもやりがいのある楽しいものではないかと思います。これまでのところ、私も、異動先ごとに異なる類型の事件を担当することになっており、大変ながらも、エキサイティングな日々を送っております。

現在,裁判所では,司法のデジタル化をきっかけとして,審理運営改善に関する議論が活発になされています。今任官すれば,代理人として訴訟手続の利用者であった経験を踏まえ,そういった改革の最前線で活躍することができるかもしれません。この意味では,弁護士任官に興味を持っている方にとって,今は,任官応募に踏み切る良い時期ともいえるのではないでしょうか。

最後になりますが、最近話題の生成 AI に、弁護士にとって任官することの利点は何かと聞いてみたところ、指摘された項目の一つに、「人生の転機:弁護士から裁判官になることは、人生の転機となることがあります」とありました。他の回答には、ピンとこないものもありましたが、この職業選択が、人生の転機になること自体は間違いないと思います。現状に何となく物足りなさを感じており、人生の転機を迎えてみたいと考えているアナタ! 任官を検討してみませんか?